

第1号様式(第6条関係)

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	福祉電話の給付決定		
根拠法令及び条項	那覇市身体障がい福祉電話設置事業運営要綱、第5条		
審査基準	有(第3条第1項に該当する場合を含む。) 無(根拠：第3条第2項第 号に該当)		
	公表 する しない(公表しない場合の根拠：第7条第2項第 号に該当)		
	【内容】( 審査基準を公表する場合のみ記載すること。) 那覇市身体障がい福祉電話設置事業運営要綱、第2条、第3条		
審査基準 設定年月日	昭和52年5月1日	審査基準 最終変更年月日	平成21年4月1日
標準処理期間	有(第5条において準用する第3条第1項に該当する場合を含む。) 期間( 60日 ) 無(根拠：第5条において準用する第3条第2項第 号に該当)		
標準処理期間 設定年月日	平成30年3月15日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	福祉部 障がい福祉課		
備考			

注 審査基準が法令に具体的に規定されているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

## 【審査基準】

### (貸与対象者)

第2条 福祉電話の設置対象者は、65歳未満で本市の住民基本台帳に記録されており、現に電話(携帯電話機を含む)を借用又は保有していない世帯に属し、次の各号のいずれかに該当する者とする。ただし、医療機関に入院している者、事業所が介護を業とする者又は管理人を常駐させている場所(共同生活住居、ケアハウス等)において、継続的に生活している者は除く。

- (1) 外出困難な在宅の重度身体障がい者(原則として障害者手帳1級又は2級所持者)
- (2) 前号に掲げる者に準ずると市長が認めた者

### (世帯要件)

第3条 前条において世帯とは、次のいずれかに該当する世帯をいう。

- (1) 生活保護法(昭和25年法律第144号)の規定による保護を受けている世帯
- (2) 前年中の世帯合計所得金額を基にした市町村民税の所得割が非課税の世帯